

職 級 別 明 細 表

旅客職 (小荷物主任) (小荷物 掛)		種 別	単 位 作 業	職 級 別 分 担		
				1	2	3
一、作 業 管 理	作 業 計 画		1. 作業ダイヤの作成			○
			2. 作業能率の向上化			○
			3. 毎日の作業計画の樹立		○	
			4. 駅報原稿の作成		○	
	イ 所要物品の準備要求 ロ 消耗品等の請求保管		5. 物品類の請求保管			○
					○	
	勤務割表の 作成		1. 休暇の予定案作成		○	
			2. 従事員の出勤状態報告		○	
	運搬具・荷 役機械・そ の他の管理		3. 勤務割表の作成		○	
			1. 点検整備使用上の指導			○
二、管 理	2. 改善意見の進達		2. 改善意見の進達			○
					○	
	作業手順の 作成		1. 各職の作業手順の作成			○
			2. 異例作業の実行			○
	指揮監督		1. 点呼執行			○
			2. 点呼執行補助		○	
			3. 巡 回			○
			4. 報告を徴する			○
			5. 監査する			○
	日誌の記入		1. 駅日誌の記入		○	
			2. 小荷物日誌の記入	○		
	作業改善		1. 設備要求			○
			2. 創意工夫の誘発指導			○

職 務 明 細 書

職 名 小荷物掛主任 (職級 旅客三級職)
職 種 旅客 BD 421

一、職 務 の 概 要	駅に勤務し駅長の監督をうけて、小荷物の作業および労務の全般にわたってこれらの管理に従事する職であって、旅客 1～2 級職を監督して作業計画の樹立・作業手順の作成・指揮監督・作業の改善・事故防止・安全衛生・職場取極・作業訓練指導および関係文書の閲覧立案に関する事項を処理して、関係各掛主任(助役)その他と連絡協調を保ちつつ小荷物輸送の安全正確迅速を維持する。										
二、職 務 の 明 細	<table><tr><th colspan="2">通 常 の 処 理</th></tr><tr><td>作業管理 作業計画</td><td></td></tr><tr><td>1. 作業ダイヤを作成する 局達および駅長達の小荷物作業内規に従い、構内その他の状況を勘案して個人別作業ダイヤを作成し、進んで総合的な作業ダイヤを作成して、作業分担の公平および作業の適正行使を期する。</td><td></td></tr><tr><td>2. 作業能率向上化 (1) 作業能率向上の督励手段として各種実施計画を立て駅長の承認を得て実施する (2)</td><td></td></tr><tr><td>3.</td><td></td></tr></table>	通 常 の 処 理		作業管理 作業計画		1. 作業ダイヤを作成する 局達および駅長達の小荷物作業内規に従い、構内その他の状況を勘案して個人別作業ダイヤを作成し、進んで総合的な作業ダイヤを作成して、作業分担の公平および作業の適正行使を期する。		2. 作業能率向上化 (1) 作業能率向上の督励手段として各種実施計画を立て駅長の承認を得て実施する (2)		3.	
通 常 の 処 理											
作業管理 作業計画											
1. 作業ダイヤを作成する 局達および駅長達の小荷物作業内規に従い、構内その他の状況を勘案して個人別作業ダイヤを作成し、進んで総合的な作業ダイヤを作成して、作業分担の公平および作業の適正行使を期する。											
2. 作業能率向上化 (1) 作業能率向上の督励手段として各種実施計画を立て駅長の承認を得て実施する (2)											
3.											
三、の 被 関 係 督	下記事項について駅長から監督をうける。 1. 作業の能率向上についての計画作成と実施。 2. n その他駅長の定めた事項										
四、監 督 の 関 係	下記事項について旅客 1～2 級職(小荷物掛)を監督する。 1. 毎日の作業計画と実施 2. 駅報原稿の作成 3. n その他旅客三級職の定めた事項										

五、他職との関係	日常業務については下記関係者と連絡し過誤のないよう注意する。 (関係事項) (連絡担当職名) 1. 設備要求 庶務掛主任 2. 人事関係 同 上 3. 作業具の管理 同 上 n
六、自由裁量事項	下記の業務については自らの判断で行いその結果について責任を負う。 1. 勤務の操配 2. 事故発生の場合駅長の指示をうける暇のないときの処置 n
七、外部接触事項	下記の業務は旅客小荷物輸送の安全確保上とくに注意する。 1. 旅客三級職は手小荷物を監査するとき危険品・受託制限品でないか否かを注意する。 2. 旅客三級職は荷扱を督励して列車を遅延させないように注意する。 n

(大塔阿具利)

しょくむりょひ 職務旅費 助勤・巡回監督・施設移動修理・列車乗務・自動車乗務・動力車乗務・電車乗務・排雪車乗務・お召列車乗務・船員乗務・列車警乗等の各旅行に対して支給される旅費の総称であって、業務連絡旅行旅費に対比するもの。連絡旅費とことなり、とくに業務の遂行上必然的に旅行をとめない、その業務が日常の業務であり、かつ常例的に行われるものをいう。したがってこの旅費は、多分に職務加算給・作業加算給的な要素を含んでいる。(青木秀夫)

しょこつせん 渚滑線 名寄本線渚滑駅から渚滑川にそってさかのぼり、北見滝ノ上駅に至る 34.3km の線。名寄線に属し線路等級は簡易線である。

大正 12・11 渚滑・北見滝ノ上間全線を開業した。北見滝ノ上から北見、石狩の国境をこえて石北線留辺蘂に至るルートは予定線となっている。(森 徳寿)

じょさく 除柵 停車場構内と構外の境界を判然とするため、あるいは旅客・荷物の取扱上および荷物・備品・用品等の保管上または警備の必要上から停車場の境界には柵を設けている。この境界内外間の人や車馬の出入および交通には一定の通路によるのが普通であるが、倉庫の位置が悪いとか、物品の搬出入に不便であるといった理由で、構内営業者・通運事業者または荷主等から通行の目的でこの柵の取除き通行希望を申出てきた場合は、国鉄は申出者との間に特殊契約を結んで、駅(操車場・信号場および信号所を含む)構内の柵を取除き、通行のできるようにすることができる。これを除柵といい、駅構内除柵取扱規程(昭 6・12 達第 973 号)が制定されていて、その取扱はこの規程によって処理されている。

なお除柵に対しては、1m について 1 箇月 2 円 50 銭以上の割合で、申出者から除柵料を収受することとしているが、その確定額は、各鉄道管理局において定めることになっている。

また柵や垣のない箇所の通行方の申出があったときも、この除柵に準じて取扱われる。(重森直樹)

じょせつ 除雪 線路・諸建物・送電線路・信号保安装置等が雪害を被らぬよう積雪を取り除き、列車運転の安全をはかり、諸建物その他の保全につとめる一種の応急処置。

国鉄で行われている除雪方法を分けると、人力・機械力・自然力の 3 つとなるが、直接列車の進行を阻止するのは線路上の積雪で、また除雪のおもなものが線路除雪であるので、以下に